



生活目標

1. 学校生活を通して各自が責任を持てる行動と態度を身につける。
2. 集団の中における個人を自覚し、有意義な学校生活を送る。
3. 学習活動を中心とした規則正しい生活態度を積極的に創りあげる。

基本的実践目標

1. 健康は正しい生活習慣から。欠席・遅刻・早退をしない。
2. 1時間1時間の授業を大切に。また、家庭学習の習慣をつける。
3. 清潔を心がけ、頭髪・服装などの身だしなみを整える。
4. 自然と挨拶ができるようにする。正しい話し方やマナーを身に付ける。
5. 自律は自立への道。よく考えて責任を持って行動する。
6. みんなが気持ちのよい環境作りに心掛ける。
7. 学校行事や部活動・趣味などにも積極的に取り組み、自己開発・啓発に努めよう。
8. 「5分前行動」に努める。

登下校について

- ① 8:25(予鈴)までに登校すること。
- ② 完全下校時刻は18:00とする。
- ③ 決められた通学路を通り、通用門から登下校する。
登下校に寝屋川市駅を利用する生徒は、大通り(中央小学校側)の道を使うこと。バス通り(一方通行)の道は使わないこと。
- ④ 土曜・日曜・祝日は、教員付き添いのもと学習や部活動等を目的として登校することができる。
正門から登下校する。(通学路を通ること)

欠席・遅刻・早退等について

① 欠席・遅刻

病気その他の事情により、欠席・遅刻する場合は8:30以降に学校に電話連絡を入れる。

《遅刻して登校した際の手続き》

1. 第2職員室(北館2F)の各学年場所で「遅刻届」に記入する。

2. 授業担当者に「遅刻届」を見せる。

3. 保護者・学年主任・部顧問(生指部長)印をもらい、翌日学年生指担当者に提出する。

※なお定期考査期間中は受験教室に直行し、静かに入室すること。終了後「遅刻届」を記入し、担任に提出する。

② 早退

当日、急に体調不良などで早退する場合は、担任(担任不在の場合は学年担任団)に申し出る。

《早退で下校する際の手続き》

1. 「早退許可書」に必要事項を記入し、担任(不在のときは学年担任団)に許可印を押してもらう。
2. 帰宅したら直ちに学校(担任)に電話連絡を入れる。
3. 保護者が「早退確認書」に必要事項を記入し、翌日担任に提出する。
※保健室からの連絡票は「早退許可書」の代用にはならない。

③ 外出

当日、急用などで外出する場合は、担任(担任不在の場合は学年担任団)に申し出る。

《外出する際の手続き》

1. 「外出許可書」に必要事項を記入し、担任(不在のときは学年担任団)に許可印を押してもらう。
2. 帰校したら直ちに(担任)に「外出許可書」を渡す。

④ 忌引き

近親に死亡者があったときに、下の日数以内で忌引きを認める。(遠隔地の場合、往復に要する日数を加える)

父母:7日 祖父母・兄弟姉妹:3日 その他親族:1日

⑤ 出席停止

・ 学校感染症に罹患した場合

原則として保護者より学校に連絡を入れる。

学校のホームページより「特別欠席届」もしくは「休養期日入りの診断書」をダウンロードし、医師または医療機関にて必要事項を記入・押印してもらう。

・ 各種受験などで授業を欠く場合

受験届(進路閲覧室)に必要事項を記入し、担任に提出する。

・ 懲戒処分を受けた場合

相応の日数の出席停止処分に課せられることがある。

⑥ その他

学校が必要と認める教育活動・公式試合などで授業を欠く場合、代表教員に「届」を作成してもらい、担当教諭の印をもらい、担任に提出する。

身だしなみについて

①服装について

登下校の際は基準服を着用する。(休祭日等も同様)なお、5月1日～10月末日は夏季略装との併用を認める。

また、冬季の中着及び併用期間中のベスト・セーター等の着用を認める。

※ベスト・セーター等については一色に限ること。また、ワンポイント、パーカー等の襟のあるものは禁ずる。

- ・基準服男子:黒の詰襟(校章入りのボタン)、長ズボンの学生服を着用する。
- ・基準服女子:学校規定の上衣(ブレザー)スカートを着用する。ブラウスは白平織り無地のものとする。 ※スカートの長さは膝にかかること。
- ・夏季略装:上衣は白カッター、白開襟シャツ又は、白ポロシャツ(ワンポイント可)

※カッターやブラウス・ポロシャツをズボンやスカートの上に出さないこと。

②防寒具について

原則として冬季における防寒具は、基準服の男子学生服や女子の上衣の上から、登下校のみ着用を認める。

③学年章・校章

男子:基準服に校章入りのボタン、左襟に学年章をつける。

女子:上衣の左胸に校章及び学年章をつける。

夏季略装:男女ともに左胸ポケットに学年章をつける。

1年…赤色 2年…青色 3年…白色

④頭髪

パーマメント・染色・脱色・つけ毛などの加工をしない。

⑤装飾品・化粧

ピアス・指輪・ネックレスなどの装飾品の装着、及び、口紅・マニキュア等の化粧も禁止する。

学校生活について

学習の場にふさわしい学校にするように心がけ、礼節を重んじ、規律を守り、他人に迷惑になるような行動や言動を慎み、公共物は大切にすること。

①上履き

2足制を厳守し、校舎内及びコンクリートの通路は指定のスリッパを使用する。

②下足ロッカー

- ・各自定められたロッカーに鍵をつけ、落書きをしたり、シールを貼ったりしない。
- ・ロッカーの上に私物等置かない。

③自転車について

- ・自転車通学を希望する者は育成支援室にある「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、学年生指担当者に提出する。その際発行されるステッカーを通学用自転車の見えやすい場所に貼付しておく。
- ・指定駐輪場所に整列して置くこと。また自転車は施錠しておくこと。
- ・通学中の事故は必ず学校に連絡を入れ、報告すること。
- ・交通ルールを守り、安全を心がけて登下校する。

④携帯電話について

- ・授業中や検査中は電源を切って鞆の中に入れる。
- ・授業中に着信音が鳴った場合や使用した場合は、その場で預かり指導後に返却する。
- ・テスト中に使用した場合は不正行為とみなす。
- ・繰り返し使用する生徒に対しては、保護者と共に厳しい指導を行う。

⑤学校は学習の場であり、トランプ、花札、マージャンなどの遊具を持参しない。

⑥食堂の利用について

- ・授業時の食堂利用は禁止する。
- ・セルフサービスの徹底を図る。
- ・食器類は食堂外へ持ち出さない。
- ・アイスクリーム類は食堂内で飲食する。
- ・歩きながら飲食しない。
- ・ペットボトル・紙パック飲料は校舎内に持ち込んでもよいが、歩き飲みはしない。
- ・ペットボトルと普通ごみは分別して捨てる。

⑦授業・部活動等に不必要なものは、学校へ持ってこない。また、貴重品は常に身に付けておく。万一盗難にあった場合や紛失した場合は直ちに育成支援室へ届け出る。

⑧校内の施設・設備の使用については担任や部顧問に申し出て、管理責任者の許可を受ける。

⑨学校の備品は慎重に取り扱い、破損・紛失したり汚したりした場合は、担任に届け出る。

⑩教室内や机の中には教科書などの私物を放置しない。

⑪校内は常に美化し、清潔を心がけ、整頓に努める。

校外生活について

常に本校生徒として自覚に立って、自己責任のもと、良識ある行動を心がけること。

- ①特に飲酒・喫煙、とばく等、法に触れる行為は厳に慎むこと。
- ②単車(自動二輪・原付)や自動車の運転免許取得及び運転は原則として禁止する。
- ③アルバイトは原則として禁止する。ただし、特別な事情のある場合は保護者が「アルバイト許可願」を担任を通じて育成支援室に提出し許可を得る。